

○射水市設計業務等に関する監督要領

平成19年3月30日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この要領は、委託契約の適正な履行を確保するため、射水市の所掌する建設工事に係る測量、地質調査、設計業務等の委託業務(以下「委託業務」という。)の監督に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、射水市設計業務等委託契約約款、射水市会計規則(平成17年射水市規則第27号)及びその他法令、規則等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においては、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 事業を所管する課の長をいう。
- (2) 設計図書 特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (4) 検査 完了検査、部分完了検査をいう。
- (5) 照査要領 富山県土木部制定の設計業務等照査要領をいう。

(監督員の選任)

第3条 課長は、委託業務の監督業務を指揮総括するものとする。

2 課長は、委託業務ごとに監督員を選任するものとする。選任に当たっては委託業務の種類、難易度により現場経験等を考慮するものとする。

3 課長は、委託業務の重要な打合せ等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同席させるものとする。

(監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うに当たって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、特記仕様書、照査要領、その他委託業務に必要な法令及び基準によるものとする。

(監督業務)

第5条 監督員は、委託契約の業務を円滑に履行するために、文書等により次の業務を行うものとする。

- (1) 成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指

示

- (2) 契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 委託業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容の照合、その他契約の履行状況の監督
- (5) 照査要領等による照査状況の把握
- (6) 再委託状況等の確認
- (7) 設計図書に基づく現場での立会い
- (8) 関連する委託業務の工程等の調整
- (9) 委託業務の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (10) 検査に先立つ、成果物の確認
- (11) 検査の立会い
- (12) 委託業務成績の評定
- (13) その他課長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等  
(監督の報告等)

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を課長に文書等で報告するものとする。

- (1) 受注者との協議事項で特に必要があるもの
- (2) 業務内容の変更を伴う指示、承諾、及び協議
- (3) 検査に先立って行う成果物の確認の結果
- (4) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (5) 業務の成果が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (6) 業務実施途中に発生した現場事故
- (7) その他報告の必要を認められる重要事項  
(監督に関する図書)

第7条 監督員は、次の図書(受注者から提出された図書を含む。)を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 業務打合簿(別記様式)
- (2) その他監督に使用した図書  
(兼職の禁止)

第8条 監督員は、担当委託業務の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、災害、その他の異常事態の発生により監督員以外のものをその委託業務の検査員に命ずることが困難であるときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行する。